

|           |                                              |        |          |
|-----------|----------------------------------------------|--------|----------|
| 氏 名       | オウ<br>呉                                      | イ<br>二 | ホアン<br>煥 |
| 学位(専攻分野)  | 博 士 (文 学)                                    |        |          |
| 学 位 記 番 号 | 論 文 博 第 316 号                                |        |          |
| 学位授与の日付   | 平 成 9 年 3 月 24 日                             |        |          |
| 学位授与の要件   | 学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当                      |        |          |
| 学位論文題目    | 『南冥集』諸板本の成立とその思想史的背景<br>——17・18世紀の刊本を中心として—— |        |          |

|        |                      |           |             |
|--------|----------------------|-----------|-------------|
| 論文調査委員 | (主 査)<br>教 授 内 山 俊 彦 | 教 授 夫 馬 進 | 助教授 池 田 秀 三 |
|--------|----------------------|-----------|-------------|

### 論 文 内 容 の 要 旨

この研究の主な目的は、『南冥集』を構成する諸文献の成立過程を通して、南冥学の歴史を追跡する所にある。したがって、本稿の主眼は板本そのものに関する書誌学的問題にあるというよりは、板本改変の思想史的背景に光を当てることにある。

従来『南冥集』の板本については、金鍾国の四種説、全炳允の八種説などがあり、近年に至っては金侖壽が17種、或いは19種の存在を主張しているが、それらの説は各々多くの問題点を含んでおり、いまだに定説と言えるものはない。『南冥集』は韓国の歴代文集の中でも後代の改変が著しいものの代表的な例の一つであり、それが南冥の重要弟子であり初期の文集刊行を主導した來庵鄭仁弘の仁祖反正による被禍に由来することは既に指摘されている。本稿では17世紀初頭における『南冥集』初刊本の刊行から18世紀における釐正合集本の刊行までに範囲を絞った。

従来では甲辰本が『南冥集』の最初の板本として知られて来たが、実はそれより先立つものがあった。文祿・慶長の役を経た直後の当時、南冥の手稿本は戦禍のため既に残っていなかったものであり、この壬寅初刊本に収録されたものは南冥学派の内で伝承されて来たものを土台とした故に訛誤のある個所が多かった。壬寅本刊行のための作業は來庵の門人である孤臺鄭慶雲の『孤臺日録』に見える。

現存する己酉本の巻1から巻3までは、壬寅本の木板が焼失する前の刊本を復元したものである。その中の巻3は附録であるので、事実上南冥の文は韻文と散文とを合わせて二巻の分量に過ぎない。仁祖反正以前の諸板本において度重なる作品の追加や修訂が行われたにも拘わらず、釐正本に至るまで、なお不十分な所や他人の作品が間違っ入っている場合が残ったのは、南冥の手稿がほとんど残っていなかったことに由来する。

甲辰本は壬寅本の刊本をもって草亭許従善の筆を借りて再び写し出し、これを木板に刻んだものであった。己酉本は甲辰本の訛誤を改正するにあたって、板を改めて組まないで、甲辰本の木板をそのまま用いた。従って、今日甲辰本は己酉本を通してその大体的様子を目撃することができるのであり、壬戌本または己酉本の木板を襲用しながら部分的な修訂を付け加えたために、壬戌本に至るまでは許草亭の筆による

甲辰本の木板がその根幹を成す。啓明大図書館所蔵の分と慶尚南道咸安郡で発見された分とを合わせると、甲辰本は巻2の前半部の45板を除いた他の部分すべての存在が確認されている。

甲辰本のもっとも大きな特徴であり、後代に『南冥集』が受けるようになったすべての受難の原因となったのは、この板本の序文と行状、「与子強子精書」の後識、及び附録の末尾にある跋文などで見られるように、來庵の文字が含まれており、こうした文字の中には李退溪によって南冥の人格や学問に対する歪曲があったことを弁護した内容が見えることである。その故に、この甲辰本の出版は当時大変な物議を醸し出したのであり、南冥と退溪の両門下に入出入りした鄭寒岡は、この問題をめぐる立場が來庵と対立し、二人はついに絶交したと言われている。

己酉本は甲辰本の刊行以後に蒐集された資料を集めて補遺一卷を追加した上に、甲辰本の中で間違っていたか漏れた部分についての校正を加えたものである。この仕事に携わった許従善・文景虎らは來庵の門人たちであって、これらの仕事はみな來庵の指導のもとに行われたと見るべきである。仁祖反正以後の『南冥集』の改修は皆來庵の痕跡を取り除き、その代わりに退溪・南冥の両門下に入出入りした呉徳溪・鄭寒岡を南冥の嫡伝として取り立て、退溪学派との和解を図るところにその主旨がある。

來庵が大北政権の山林の位置にあった光海君の一代は南冥学派にとって全盛期にあたると言える。この時期に南冥を顕彰するため数々の事業が推進されていたのであるが、『学記類編』の初刊本や『南冥集』壬戌本はこのような時代的背景のもとで河滄洲を中心にして徳川書院で刊行された。

『学記類編』は河滄洲の徳川院長在任の時に刊行されたものであり、「類編」とは南冥の「学記」がもともと散漫な記録であったのを分類して編輯したために付け加えられた名称である。「学記」はただ箇記、すなわち本を読んで得たものをそのつど書き集めておいたものであって、これを南冥は自ら観省する材料としたのであった。1988年に2巻2冊となっている『学記類編』初刊本の完帙が発見されたが、その巻頭には光海君9年8月の來庵の序文があり、末尾には徳川書院の刊記が見える。釐正合集本にいたるまでの旧本『学記』は仁祖反正以前の『南冥集』の例で見る如く、皆この初刊本の木版を襲用したものである。

壬戌本の刊行に関する直接的な情報は今日ほとんど伝えられていない。壬戌本校正の作業が始まったのは『学記類編』の刊行が終わった後からである。『謙斎集』には「題南冥先生文集後」と「再題南冥先生文集後」という二つの跋文が見えるが、前者の年記に見える天啓乙丑とは壬戌本が刊行されてから3年後にあたり、後者は癸巳年（孝宗4年、1653）の釐正本に対する跋文であろうと推測される。壬酉本は己酉本の問題点を解決するためのものであって、それは基本的に、己酉本巻4の補遺一卷を解体して可能な限り甲辰原板の該当する分類領域の前後に挿入し、意のままにらないものは巻4にそのまま残す方式で成し遂げられた。必要な所には新しい板を組んで己酉本以後に蒐集された作品を受容し、また己酉本の場合より一層広い範囲にわたる校正を行っている。

『山海師友淵源録』は南冥の師友録として、仁祖年間に无悶堂朴綱によって編纂されたものである。『山海師友淵源録』は仁祖反正の後、南冥学派が最も困難な情勢に直面していた時期に成立した最初の文献であり、しかも南冥淵源の人物達を網羅するものである。无悶堂が南冥師友録の編纂作業を手掛けるようになったのは、南冥の仲子である慕亭曹次磨の委嘱によるものであった。无悶堂はこの時、既に『伊洛淵源録』の体製に準じて師友録を編纂することを提案していた。无悶堂の作業に同参した人々として趙澗松・

林林谷・河謙斎の三人が存在した、となっているが、その内の謙斎はあまり寄与していなかった。『山海師友淵源録』は南冥の学が疎外されている時代状況の中で、南冥に対する世間の時議に屈しないで、その道学の純正なることを弁護弘報するために、龍巖書院を中心として編纂されたものである。全体的に見て、无悶堂は事実の客観的記述のため努力したのに比べて、林谷や澗松はより南人的な視角から左・右道の対立にかかわる敏感な部分をできるだけ削除或いは縮小しようとする立場であった。

无悶堂の没後、いち早くから彼の文集及び遺著である『山海師友淵源録』の刊行が論議されていたが、无悶堂の行跡をめぐる物議に因んでそれが挫折してしまった。无悶堂を批判する側が彼に加えた罪目は、光海君の時、彼が大北に同調して五賢の文廟従祀に反対した、ということであった。

この師友録が『南冥先生別集』の形で初めて刊行されたのは、星州からの通文が、刊本の内容の中で特に金東岡の項および南冥年譜の問題点を具体的に指摘して批判を加えてくるや、刊行処である徳川書院側ではこれを受け入れる改板の動きを見せているのに対して、无悶堂を享祀する龍淵書院側が反対の意思を表明して出した「龍淵書院通徳川書院文」の出文日字に見える肅宗28年(1702)頃であったろうと推測される。この師友録はもともと一つの独立した文献として通行できるように配慮されていたものであり、それはこの刊本が一応『南冥集』の別集という形を取っているにもかかわらず、本集と重なる部分を相当含んでいて、統一された文集の体製としては整っていない面を抱えていることからもうかがえる。

釐正本に合編された別集には、黙斎金墩と漁隱朴挺新の「南冥先生別集校正跋」があってその間の過程を説明しているが、校正本の出現に至るようになった重要な背景の一つは、初刊本の当時、星州通文によって惹起された波瀾であったろうと考えられる。校正作業の実務を担当した金墩と朴挺新の場合、その家学の淵源は南冥にあったけれども、この頃彼等が校正において適用した基準は南人的なものであった。

无悶堂の末年の居処である碧寒亭で発見された筆写本『山海師友淵源録』および『南冥先生年譜』は無悶堂の草本の原形を比較的によく保存している文献である。ところが、この筆写本『山海師友淵源録』共四冊は後代にいたって整理されたものである。その体製においては、刊行された別集のそれとは相当な違いがあり、文集とは独立した別行本の体製を完全に備えているものである。筆写本『南冥先生年譜』が果して无悶堂の草稿であるかについては疑問の余地があるけれども、後代の文献において无悶堂の手草本と言われて来たものはこれである。

『朝鮮王朝実録』に『南冥集』の毀板事件に関する記事がある。この記事に見える河洸・河達源〔達漢〕・尹承慶はみな河滄洲の至親であり、当時毀板された『南冥集』とは即ち滄洲によって成された壬戌本である。この事件の顛末を詳細に伝えている当時の通文綴によれば、反正以後、約30年近い歳月の間に壬戌本の木板が廃棄の状態で放置されていたのであるが、大北の残黨を拔本塞源するという反正初期の国是がやや緩和される頃に際してさらに少しずつ印刷される事例が出て来ると、これが直接的な原因となって遂に毀板の事態を招くようになったのであった。毀板の名分は退溪の雪辱と『南冥集』の浄化にあった。

この事件が発生したのは孝宗2年(1651)徳川書院の秋の祭祀があった日であって、直接毀板を行った者は河自渾と李集の二人であり、彼等が毀損したのは壬戌本の冊板全体ではなく、主として來庵に関わる部分に限られていた。河自渾と李集は河謙斎の門人であって、当時わずか20歳程の青年であった。彼等を擁護する通文の連名者たちは晋州西面に住む有力な在地士族であって、彼等は当時謙斎を中心として共通

した学問的師承関係を形成していただけではなく、また互いの重なった通婚関係に因んで家門の間の緊密な内的結束を保っていた。

事件当時の徳川院長は臺溪河潛であって、彼が毀板の中心勢力である若い院生たちを治めて事態を收拾するだけの指導力を行使することができなくなると自ら退いてしまったので、その後任として院長の職を受け継いで事件の後始末を担った人が尹承慶であった。尹新任院長はこの問題に関する対策会議を召集して毀板の当事者たちに対する院罰を決定し、毀損された木板を原形通りに復旧して、こうした措置の正当性を士林に通告すると同時に『南冥集』の釐正計画を公表したのであった。しかし、このような正面突破の強硬な姿勢はそれに相応する強力な反撥を招き、結局彼自身が毀板者側の実力行使によって強制的に院長の職から追い出されただけでなく、書院がこの後混乱の渦巻きに巻き込まれるようになる結果を招いた。毀板者側の攻撃が尹院長の一身に集中され、彼を大北の残黨として指目したのは、承慶の母の叔父である河晋宝がほかならぬ來庵の一人息子である沈の岳父であるからであった。

『南冥集』壬戌本の毀板事件があつてより相当の歳月が経た後である顕宗年間に、晋州の儒生崔栢年等が送った告発通文の内容にもとづいて、成均館より尹承慶・河洺・河達漢について奸賊を紹述したという罪目で付黄の儒罰が加えられる事件があった。崔栢年等は壬戌本復板の中心人物であった毀板事件直後の徳川院長尹承慶と彼の外戚である河洺・河達漢とを併せて挙論して、尹承慶が復板を試みたことや『南冥集』の釐正が未だに成し遂げられていない原因は、みな彼等が來庵に対する姻戚としての愛着を棄てていないことにあつたと告発したので、この問題は壬戌本毀板事件の再版としての性格を帯びるようになった。

『晋州郷案』の歴代の入録者や薦主名单を分析してみると、毀板勢力が以後晋州地域において郷権を握るようになるものと理解することができ、こうした事実はまだこの地域の士族社会における南人勢力の主導権掌握とも分かち難い関係にある。崔栢年事件はこうした背後勢力の存在を前提としなくては理解できないものである。崔栢年の成均館に対する通文事件があつたのは顕宗7年であり、当時この通文をあらしめるにおいて中心的役割を担った人は、壬戌本毀板事件の当初からこの問題に始終深く関わって来た崔栢年の妹の夫である三緘齋金命兼であった。当時の通文内容は、崔栢年本人に関する問題よりは『南冥集』釐正の当為性に焦点があてられていたのであり、以後『南冥集』の釐正作業が本軌道に乗るようになったのは、王命によってあとおしされていたからである。

当時既存の『南冥集』の中で釐正の対象として考慮されたのは主に來庵に関わる文字であり、その刪正の基準を定めるにおいては地域の士林の内で相当な意見の対立が存在したので、こうした異論を排除するためにも必ず斯文の宗匠に以来しようとした。そういう存在として決められた尤庵宋時烈が送って来た釐正の指針は、大体時諱に触れるため避けられない部分だけを削除或いは修訂するに止めることにし、その他の部分ではできるだけ原形のままだに保存するという穏健な立場であった。

慶尚右道の儒学的伝統を集大成した南冥文集の釐正基準が西人の領袖である宋尤庵によって提示されたという事実は、壬戌本の毀板事件当時の晋州牧使であつた龍巖李尚逸と密接な関わりをもつ。龍巖が毀板側に対して官権を発動して処罰を加え、彼等の勢力によって追い出された尹承慶前任徳川院長の側を保護する措置を取るようになるや、これを西人官僚の不当なる介入と見なしたこの地域の南人士族たちは大きな不満を抱くようになったのである。その結果、この地方の在地士族が李牧使の措処を批判する多数の南

人グループと、彼等によって疎外され、官権の庇護に頼るしかなくなったグループとに大きく分かれて、東西黨色の対立の様子をあらわすようになった。河洺や河達漢を尤庵に連結させた人は、外ならぬ李龍巖であった。

### 論文審査の結果の要旨

本論文の研究目的は、李氏朝鮮慶尚右（南）道の儒者曹植（号、南冥、1501～1572）の著作を集めた『南冥集』諸本の成立・刊行の過程の追跡を通して、南冥学派（江右学派）の歴史とそれを取り巻く政治的・学問的状况を考究することにある、単に板本の書誌的調査のみに止まるものではない。時代的には、17世紀初頭より18世紀までを範囲とする。

著者の論ずる所は、ほぼ下記のごとくである。

『南冥集』の最初の刊本は壬寅本で、壬寅年（1602）に刊行された。己酉本（後述）跋文等によりそのことが知られ、鄭慶雲『孤臺日録』により刊行経過が推定される。甲辰本は、その序文に甲辰（1604）の年記を有するもので、壬寅本にもとづいて刻された。己酉本は、己酉（1609）の跋文を有する、甲辰本を補正したものである。以上三種は、曹植の門人で、北人官僚として有力であった鄭仁弘（号、來庵）の主導下に刊行された。曹植の読書劄記を分類編輯した『学記類編』も、鄭仁弘の序（万曆45、1617）を附したものが初刊である。壬戌本は、壬戌（1622）の刊記を有し、己酉本の不備を補ったもので、『学記類編』と、この壬戌本とは、光海君時代（1608～1623）の北人・南冥学派全盛期を背景として、曹植門人の河愷（号、滄洲）を中心に刊行された。

光海君時代に実権を掌握していた北人官僚が、いわゆる仁祖反正（1623）により失脚するや、北人を基盤としていた南冥学派は衰退に向う。朴綏（号、无悶堂）編の『山海師友淵源録』は、この時期に編纂され、1702年ごろに至って刊行されたが、のち、南冥学派内の状況を反映して修訂された。

『南冥集』は、仁祖反正以後の政情のなかで修改を迫られていたが、孝宗2年（1651）、南冥学派内の一部の勢力により、壬戌本が毀板され、ここに、『南冥集』中の、鄭仁弘にかかわる文など時諱に触れる部分を削除する作業が、進められるようになる。こうして編刊されたものに、沙隱（原所蔵者の号）本、そして更に整った釐正合集本（『学記類編』『山海師友淵源録』等をも併せる、1764）がある。

著者によれば、以上のごとき諸本の成立・刊行の過程を通じて、宣祖・光海君時代より仁祖反正以後にわたる南冥学派の実態、南人を基盤としていた退溪（李滉）学派に対する南冥学派の關係、それらの背後にある北人・南人・西人各派の党争、北人の失脚と南冥学派の退溪学派への実質的吸収、西・南人対立の慶尚右道への持ち込み、等の事実を明らかにし得る、とされる。

本論文の特色、学問的貢献として、次の諸点が挙げられよう。

1. 曹植は、韓国において近時注目されつつあるが、日本では知る人も少なく、研究も稀少である。朝鮮儒学史・思想上重要なこの人物とその著作・学派・関連文献について、詳密な考察を行い多くの創見を提示した本論文は貴重であり、特にそれが日本の大学に提出されたことは、従来の日本における朝鮮儒学史研究の対象が、李滉・李珥（栗谷）等に偏していたことによる欠落を補うものとして、有意義である。

2. 本論文は、『南冥集』の各種板本や、『学記類編』『山海師友淵源録』の成立・刊行につき、一次資

料を駆使しつつ精細な考証を加えている。著者自身が発見した新資料（『孤臺日録』、甲辰本の一部、『学記類編』初刊本、沙隱本、『晋州郷案』その他）による立論もしばしば見られる。これらは、著者の研究能力をよく証するものであり、かつ、優れた学問的貢献をなすものであると評価し得る。

3. 著者が、南冥学派の推移、特に、この学派が、李朝史上顕著な現象である官僚の党争とそれによる政情の変動のもとで被った影響、退溪学派との交渉とそれに吸収されるに至るまでの経緯を、具体的に跡づけていることは、本論文が、単なる書誌的調査に止まらず、学術・思想の背後の歴史的状況を明らかにしようとする観点に立っていることを、よく示すものである。

4. 日本における従来の朝鮮儒学史研究が、李滉・奇大升（高峯）・李珣に代表される四端七情理気論争のごとき、朱子学の理論が朝鮮においていかに解釈されたかという問題に傾斜していたのに対し、本論文は、儒学を社会的現象として考察しており、たとえば郷案（在地士族の名簿）が地域官僚社会において持つ意味にも論及している。これも、従来の朝鮮儒学史研究の欠を補う特色といえる。

本論文には、問題点というべきものもいくつか存する。

本論文では、南冥学派をめぐる政治的状況の追究に重点が置かれ、ために、地域的政治史の色彩が濃厚となった反面、思想史的考察、すなわち、曹植の思想自体の分析と、南冥学派の展開・衰退の思想史的意義の解明が、やや手薄となったことは否めない。それに関連して、曹植の学問・思想について著者の用いる、「実学」「社会的実践」なる表現は、十分な説得力に欠ける。前者については、この概念の精密な規定に立ちつつ、李瀾（星湖）らの実学思想との実質的関連を考えることが必要であろうし、後者については、曹植における実践は、むしろ倫理的自律に近いものではないかと思われる。また著者は、壬辰倭乱時の義兵活動や李朝末期の民乱への南冥学の影響を論ずるが、これらについては、より具体的なデータによる立証を要しよう。

しかし以上の諸点は、本論文が、『南冥集』諸本の成立・刊行過程とそれをめぐる諸事情の考究を主軸としているため、必然的に、この考究の成果を基礎とする次なる課題とされざるを得なかったものでもあろう。著者の研究の今後の進展を期待する所以である。

総じて本論文は、問題点をも含むが、その目的に即しつつ資料を博搜し綿密な考証を重ね、多くの事実を発掘しまた独自の見解を提起した労作であり、博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。1996年12月18日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄らについて口頭試問を行った結果、合格と認めた。